

留萌市保育料

※令和7年3月更新

4～8月保育料：前年度市民税により算定 9～3月保育料：本年度市民税により算定

階層	世帯の課税額	第1子				第2子				第3子	
		年齢 ※1	3歳児未満		3歳児以上		3歳児未満		3歳児以上		3歳児未満 3歳児以上
		認定区分	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	
第1階層	生活保護世帯		0円	0円	無 料				無 料		無 料
第2階層	市民税非課税世帯		9,000円	9,000円							
	ひとり親世帯等 ※2		0円	0円							
第3階層	市町村 民 税 課 税 世 帯	市民税所得割 48,600円未満	19,500円	19,300円							
		ひとり親世帯等	9,000円	9,000円							
第4階層①	市町村 民 税 課 税 世 帯	48,600円以上 77,001円未満	30,000円	29,600円							
		ひとり親世帯等	9,000円	9,000円							
第4階層②	市町村 民 税 課 税 世 帯	77,001円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円							
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円							
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円							
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円							
第8階層	市町村 民 税 課 税 世 帯	397,000円以上	91,910円	90,380円							

※1 保育料の年齢は、当該年度の4月1日の前日が基準日となります(年度途中で誕生日を迎えても変更なりません)

※2 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯、準要保護世帯をいいます

※3 留萌市独自の取り組みとして、生計を同一にしている18歳未満の子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子と順にカウントし、第2子以降の3歳児未満の保育料を無償としています